

## 大腸菌群数を含む試料の計量証明につきまして

広環協 計量管理者 清水亮佑

現在、「大腸菌群数」を含む計量証明書につきまして、備考欄に「※大腸菌群数は計量証明の対象ではありません。」という一文を記入させていただいております。この一文につきまして、お客様に説明が難しいとの問い合わせがありましたので、説明いたします。

「大腸菌群数」は計量証明の対象としてはならない（正しくは計量士でなくても分析結果を出せる）と計量法を管轄する経済産業省からの通達があります。大腸菌群数と計量証明の対象となる項目を一緒に出す場合は、大腸菌群数だけ計量証明でない旨を明記しなくてはならない為、「※大腸菌群数は計量証明の対象ではありません。」という一文を付記させていただいております。

### 参考資料

#### 6 施行令第28条\*1の解釈について

(3) 「濃度」について ・ 「濃度」には、「風速（速さ）」及び「温度」並びに「透視度」、「電気伝導率」、「色度」、「臭気」、「石綿濃度」及び「大腸菌群数」は含まないものとする。

#### (5) 計量証明書について

・ 法第107条の登録を要しない物象の状態の量について、やむを得ず計量証明書の様式を使用するときは、同条の対象となる証明事業ではない旨を明記する等、法との関係において誤解を生じることのないこととする。

平成28年3月 経済産業省 計量行政室

「計量法関係法令の解釈運用等について」より抜粋

<http://www.meti.go.jp/policy/tsutatsutou/tuuti1/aa26.pdf>

\*1：計量証明の事業に係る物象の状態の量 について定めるもの